

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁生企発第187号
令和3年3月17日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

自動車盗難の未然防止対策の推進について(通達)

自動車盗難の未然防止対策については、「自動車盗難の未然防止対策の推進について(通達)」(平成28年3月7日付け警察庁丁生企発第149号。以下「旧通達」という。)により各都道府県警察が関係機関・団体と連携した取組等を推進した結果、令和2年の自動車盗の認知件数は5,210件と、過去最多の平成15年の6万4,223件の約12分の1にまで減少した。

しかしながら、依然として被害額は約117億円と窃盗の種別の中で最も多い状況であるとともに、リレーアタックやキープログラマーを使用した犯行等、犯行手口の巧妙化等が認められる状況にあり、引き続き適切な対策を講じなければ再び認知件数が増加に転じるおそれがある。

自動車盗難の未然防止対策は、新車の開発及び販売並びに利用の各段階において、自動車の防犯性能の向上等を図ることが重要であることから、別添のとおり平成28年に自動車製造事業者に対して自動車盗難の未然防止対策の推進について依頼を行ったところである。

各都道府県警察にあつては、下記の方針を踏まえつつ、地域の実情に応じ、関係機関・団体と連携して、自動車盗難の未然防止対策を推進されたい。

なお、旧通達については廃止する。

記

1 対策の重点

盗難被害(キーなし状態)が多い自動車に係る未然防止対策

2 取組方針

- (1) 警察庁においては、イモビライザ等の標準装備化・高度化に向けて、自動車製造事業者と個別に検討を行い推進を図る(特に盗難被害(キーなし状態)が多い自動車を重点的に実施)。
- (2) 都道府県警察においては、自動車の使用者による自発的な防犯対策の実施に結び付く広報・啓発を関係機関・団体と連携して推進する(特に盗難被害(キーなし状態)が多い自動車を重点的に実施)。

3 都道府県警察における対策

(1) 自動車販売店と連携した広報・啓発

ア 自動車の新車販売する場合の広報・啓発

自動車販売店（以下「販売店」という。）に対して、自動車の使用者にイモビライザ、センサー式警報装置、ナンバープレート用盗難防止ネジ等の盗難防止装置装着を推奨する取組について働き掛ける。

イ 販売済みの自動車を対象とした広報・啓発

販売店に対して、自動車の使用者に車両点検に関するお知らせを行う際等の様々な機会を利用して自発的な防犯対策を促す取組について働き掛ける。

(2) 販売店以外の関係機関・団体と連携した広報・啓発

貨物自動車の盗難被害が多い地域においては、都道府県のトラック協会、建設業協会等に働き掛けて貨物自動車を使用する事業者の自発的な防犯対策の推進を図るなど、取組を必要とする関係機関・団体を選定して効果的な広報・啓発を働き掛ける。

4 留意事項

(1) 関係機関・団体に対して広報・啓発の働き掛けを行うに当たり、自発的な取組を実現するため、盗難被害が多い自動車等の盗難の現状に関する情報を提供して取組の必要性等について粘り強く説明するとともに、「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」が作成している広報資料の活用を提案するなど、取り組みやすい環境づくりに配慮すること。

(2) 上記対策を推進する中で、盗難被害（キーあり状態）の未然防止に向けた広報・啓発についても併せて実施するよう働き掛けること。

～別添省略～